

入札説明書

吉野川市の 令和6年度 山川浄水場取水井築造に伴う場内配管布設工事 に係る入札等については、入札情報及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 入札に関する事項

(1) この入札は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(施工能力審査型)により執行する。

(2) この入札は、「吉野川市低入札価格調査制度実施要領」に定める低入札価格調査制度を適用する。

2. 総合評価落札方式に係る事項

(1) 評価項目、評価基準

評価項目及び評価基準は、以下のとおりとする。

1) 企業評価

評価項目		評価基準	配点	評価点
施工実績	平成26年度以降の県内における同種工事に係る請負契約実績(別記様式-2)	1件7,000万円(税込)以上の請負契約実績あり	5.0	/5.0
		1件3,500万円(税込)以上の請負契約実績あり	3.0	
		上記以外	0.0	
企業資格	ISO、エコアクション21の取得状況	ISO9001、14001及びエコアクション21のいずれかを取得する者	2.0	/2.0
		上記以外	0.0	

※1: 「施工実績」における「同種工事」とは、以下の3要件を満たした工事とする。

① 国・県・市町村・法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に掲げる公共法人又はこれらに準ずるものとして建設業法施行規則第18条で定める法人が発注した水道施設工事であること。

② ①の工事において、元請で単体受注した工事であること。

③ 入札公告日までに引き渡し完了していること。

※2: 「企業資格」の評価項目については、「競争参加資格等確認申請書」提出時に、表彰等が証明できる書類のコピーを添付すること。

2) 技術者（配置予定技術者）の評価

配置予定技術者の評価は以下のとおりである。

評価項目	評価基準	配点	評価点
平成 26 年度以降に主任（監理）技術者又は現場代理人としての同種工事の施工経験（別記様式-3）	1 件 7,000 万円（税込）以上の施工経験あり	5.0	/5.0
	1 件 3,500 万円（税込）以上の施工経験あり	3.0	
	上記以外	0.0	

※1：配置予定技術者は、次のいずれかの資格を有する者を専任で配置すること。

- ・ 1 級土木工事施工管理技士
- ・ 技術士【上下水道部門】（上水道及び工業用水道）
- ・ 技術士【衛生工学部門】（水質管理）または（廃棄物管理）

※2：「施工経験」における「同種工事」とは、以下の 3 要件を満たした工事とする。

- ① 国・県・市町村・法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第 1 に掲げる公共法人又はこれらに準ずるものとして建設業法施行規則第 18 条で定める法人が発注した水道施設工事であること。
- ② ①の工事において、元請で単体受注した工事であること。
- ③ 入札公告日までに引き渡し完了していること。

※3：配置予定技術者は 3 名まで申請できるが、複数申請した場合は、最も評価の低い者で評価する。

※4：配置予定技術者としての評価は、工期の 2 分の 1 を超える現場代理人、監理技術者又は主任技術者として従事した経験のみを対象とする。

※5：下請金額の総額が 4,500 万円以上となる場合は「監理技術者」の資格を要する。

3) 地域貢献度

評価項目	評価基準	配点	評価点
地域貢献度 (別記様式-4)	地元企業の下請負金額率が 20%以上	10.0	/10.0
	地元企業の下請負金額率が 15%以上	5.0	
	地元企業の下請負金額率が 10%以上	2.0	
	地元企業の下請負金額率が 10%未満	0.0	

※1：地元企業とは、吉野川市内に本社及び本店がある者をいい、二次下請企業までに限る。

※2：元請が地元企業の場合、元請が直接施工する工種については、「地元企業の下請負金額」に含むことができる。

4) 地域精通度

評価項目	評価基準	配点	評価点
地域精通度 営業所拠点の有無	吉野川市内に建設業法上の主たる営業所がある者	3.0	/3.0
	上記以外	0.0	

(2) 総合評価の方法

1) 評価値の算出方法

評価値は、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者については、次の算式によ

り算出する。

$$\textcircled{1} \text{ 評価値} = (\text{標準点} + \text{評価加算点}) \div \text{入札価格 (単位: 百万円)}$$
$$= (100 \text{ 点} + \text{評価加算点}) \div \text{入札価格}$$

なお、評価値の計算においては、入札価格の単位は百万円とし、評価値は、少数第4位(5位切り捨て)とする。

② 標準点： 入札価格の範囲内において仕様書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合は100点の標準点を与える。

③ 評価加算点： 加算点については最大15点とし、(1)評価項目、評価基準に基づき加算した評価点の合計を以下の算式により算出した値とする。

$$\text{評価加算点} = (A \div B) \times \text{加算点の最大値 (15 点)}$$

A = 貴社における評価点の合計

B = 評価項目毎に定められた最大の評価点の合計

なお、加算点は小数第1位(2位四捨五入)とする。

2) 落札候補者の決定方法等

① 開札時には、落札者の決定を保留し、開札を終了する。

② 開札の結果、入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、1) 評価値の算出方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札候補者とする。

ただし、落札候補者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当と認められるときは、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とすることがある。

③ 落札候補者のうち入札価格が調査基準価格を下回る者(以下「低入札者」という。)については、吉野川市低入札価格調査制度実施要領に基づく調査を行い、その結果をもって落札候補者を決定するものとする。

④ 落札候補者となるべき同じ評価値の者が2以上ある場合は、入札価格の低い者を落札候補者とする。ただし、入札価格も同額である場合は、電子入札システムに装備されている電子くじにより落札候補者を決定するものとする。

⑤ 落札候補者を決定した場合、電子入札システムによる入札参加者に対しては、原則として同システムにより通知し、紙入札方式による入札参加者に対しては、別途通知する。

3) 落札者の決定方法等

① 2) により落札候補者として決定された者に対して、電話連絡等により5. (1)に掲げる提出書類を証明する追加書類の提出を求め、この書類に基づく審査を行う。

② ①の審査の結果、評価値が最も高いことが確認された場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。

③ 落札者を決定した場合は、電子入札システムによる入札参加者に対しては、原則として、同システムにより通知し、紙入札方式による入札参加者に対しては、入札結果の公表をもって、落札決定の通知とする。

3. 低入札価格調査制度に係る事項

(1) 基準価格の設定

本入札は、調査基準価格及び失格基準価格を設定し、落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回った場合は、調査のため開札を保留し、電子入札システム等により通知する。

また、入札価格が失格基準価格を下回った場合は、調査を行うことなく失格とする。

なお、低入札価格調査基準価格及び失格基準価格は、落札決定後に公表する。

(2) 調査の実施

1) 落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回った場合は、本工事の契約内容に適合した履行がなされるか否かを判断するため、事情聴取を行う等の方法により調査を実施する。落札候補者は当該調査に協力しなければならない。

なお、評価値が最も高い者であっても、調査内容の審査結果によっては、落札者とならない場合がある。

2) 審査の結果、当該建設工事の契約内容に適合した履行がなされると認められた場合、

落札候補者を落札者とするが、適合した履行がなされないおそれがあると認められた場合は落札候補者を落札者とはせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち評価値の最も高い者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。

なお、次順位者が低入札者であった場合には、同様の手続きによる審査を行う。

また、評価値の同じ者が2以上ある場合で、かつ、入札価格も同じである場合は、それらの者でくじにより決定された者について、同様の手続きによる審査を行う。

(3) 調査の辞退

入札に参加しようとする者は、5. に記載する期限までに調査辞退届を提出することで、開札の結果、自らの入札価格が調査基準価格を下回っていた場合に調査を辞退することができる。ただし、この場合は失格として扱う。

なお、当該調査辞退届の提出がなく、落札候補者が調査を辞退した場合は、吉野川市建設業指名停止措置要綱に基づく入札参加資格等の停止措置を行うことがある。

(4) 調査を経て契約する工事に対する諸条件の設定

1) 契約の保証

吉野川市公共工事標準請負契約約款（以下「約款」という。）第4条に定める保証の額は、請負代金額の10分の3以上とする。

2) 技術者の配置

約款第10条に定める主任技術者又は監理技術者に加え、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する技術者を1名増員し、本工事現場に専任で配置しなければならない。また、増員する技術者は現場代理人と兼務できない。

3) 前払金

約款35条に定める前金払ができる額は、請負代金額の10分の2以内とする。

4) 契約が解除された場合等の違約金

約款第51条に定める違約金の額は、請負代金額の10分の3に相当する額とする。

5) 下請代金の支払い状況等

請負者は、下請業者がある場合は、下請代金の支払い状況等について吉野川市へ報告し、吉野川市が当該内容について事情聴取を行う場合は、協力しなければならない。

(5) その他

吉野川市低入札価格調査制度実施要領による。

4. 入札手続きに関する事項

入札手続きに関する問い合わせ先

〒776-8611 徳島県吉野川市鴨島町鴨島 115-1

吉野川市役所 建設部監理課 担当：竹内、仲

電話 22-2252 内線 5244

(2) 入札日程

設計図書の閲覧	令和6年5月7日（火）13:00 ～令和6年5月30日（木）14:00	市電子入札ホームページ
質問書の提出期間	令和6年5月8日（水）8:30 ～令和6年5月16日（木）17:00	市監理課（メール）
質問事項回答閲覧期間	令和6年5月20日（月）10:00 ～令和6年5月30日（木）14:00	市電子入札ホームページ
申請書及び資料の提出	令和6年5月8日（水）8:30 ～令和6年5月24日（金）17:00	市監理課

入札書及び 工事内訳書の提出	令和6年5月8日(水)8:30 ～令和6年5月30日(木)14:00	電子入札システム
開札	令和6年5月31日(金)	入札室

5. 入札参加資格確認資料等の提出等

入札参加者は、以下の書類を指定日までに持参又は郵送により提出しなければならない。ただし、入札を辞退する場合は、不要とする。

1) 提出書類

①競争参加資格等確認申請書(別記様式-1)

別記様式-1を作成し、押印の上提出すること。

②企業の施工実績等(別記様式-2)

この様式は、2.(1)1)の企業評価を行うための資料とするので、この点に注意して作成し、提出すること。

また、開札の結果、落札候補者となった者は、企業の「同種工事に係る請負契約実績」について、CORINSの帳票、契約図書の写し等証明できる書類を速やかに追加提出しなければならない。その際の提出方法は持参のみとし、提出先及び期限については別途連絡する。

③配置予定技術者の施工実績等(別記様式-3)

この様式は、2.(1)2)の配置予定技術者の評価を行うための資料とするので、この点に注意して作成し、提出すること。

また、開札の結果、落札候補者となった者は、配置予定技術者(主任(監理)技術者)の「保有資格」が確認できる書類(監理技術者証及び資格証明書の写し等)、「同種工事の施工経験」が証明できる書類(CORINSの帳票等)、3か月以上の「企業との雇用関係」が確認できる資料(健康保険証の写し等)を速やかに追加提出しなければならない。その際の提出方法は持参のみとし、提出先及び期限については別途連絡する。

④地元企業活用率提案書(別記様式-4)

この様式は、2.(1)3)の地元貢献度(地元企業の活用率の提案)の評価を行うための資料とするので、この点に注意して作成し、提出すること。

- ・落札者は、入札時に提出した地元企業に対する下請負金額率の提案について、工事着手に先立ち提出する施工計画書へ確実に反映させるものとする。
- ・落札者は地元企業との最終契約締結後、契約内容、契約額等が確認できる資料(施工体制台帳の写し等)を速やかに提出すること。なお、工事完成時に下請変更契約が未締結の場合は、速やかに下請と変更契約の締結を行い、上記書類を提出すること。

2) その他

① 『2.(1)評価項目、評価基準』の『1)企業評価』及び『2)技術者(配置予定技術者)の評価』において、『上記以外』となる場合でも「別記様式-2、3」については、提出を必要とする。

② 提出期限までに上記書類の提出がない場合や書類に不備等があった場合は、有効な入札がなされていても無効とする場合がある。

3) 提出期限 令和6年5月24日 午後5時

4) 提出場所 4.(1)に同じ

(2) 質疑応答

この工事に対する質疑がある場合は、別記様式-5により作成し、令和6年5月16日までに市役所監理課までメールで提出すること。

提出先 監理課アドレス (kanri@yoshinogawa.i-tokushima.jp)

なお、質疑に対する回答の閲覧は本市ホームページの当該案件入札情報に令和6年5

月20日に掲載を予定している。

(3) その他

- 1) 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- 2) 提出された申請書及び確認資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- 3) 提出された申請書及び確認資料は、返却しない。
- 4) 提出期限以降における申請書又は確認資料の差し替え及び再提出は認めない。

6. その他

申請書又は確認資料に虚偽の記載をした場合は、吉野川市建設業指名停止措置要綱に基づく入札参加資格等の停止措置を行うことがある。